

大阪市市税条例の一部を改正する条例

大阪市市税条例（平成29年大阪市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p><u>(令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除)</u></p> <p><u>第13条の2 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき額を、前年の合計所得金額が18,050,000円以下の所得割の納税義務者の法附則第5条の5第2項並びに第26条、第28条から第31条まで、附則第8条第1項、附則第11条第1項、附則第13条第1項及び附則第14条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u></p> <p><u>2 前項の規定の適用がある場合における第52条第1項の規定の適用については、同項中「課した」とあるのは「附則第13条の2第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場</u></p>	<p>附 則</p> <p>[新設]</p>

合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「、附則第13条の2第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

(令和6年度分の給与所得に係る個人の市民税の特別徴収に関する特例)

第13条の3 前条第1項の規定の適用がある

場合における第44条第1項の規定の適用については、令和6年度分の個人の市民税に限り、同項中「12分の1」とあるのは「11分の1」と、「6月」とあるのは「7月」とする。

(令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収に関する特例)

第13条の4 令和6年度分の個人の市民税に

限り、第47条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する第33条第1項に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。)に係る所得に係る個人の市民税(第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。)の徴収及び第47条第3項の規定により普通徴収の方法によって徴収する公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の徴収については、法附則第5条の11第1項各号に定めるところによる。

2 前項の規定の適用がある場合における第50条の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対

[新設]

[新設]

象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、
「当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、法附則第5条の11第1項各号の規定により特別徴収の方法によってそれぞれ徴収するものとされている額」とする。

3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の徴収（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、法附則第5条の11第3項各号に定めるところによる。

4 前項の規定の適用がある場合における第50条の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、
「当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、法附則第5条の11第3項各号の規定によりそれぞれ徴収するものとされている額」とする。

5 令和6年度分の個人の市民税を第53条第2項、第54条その他政令で定める規定により普通徴収の方法によって徴収する場合について、前各項の規定は、適用しない。
(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

<p><u>第13条の5 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の法附則第5条の5第2項並びに第26条、第28条から第31条まで、附則第8条第1項、附則第11条第1項、附則第13条第1項及び附則第14条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u></p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第17条 [略] [2~13 略]</p> <p>14 法附則第15条第25項第3号イに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>15 法附則第15条第25項第3号ロに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>16 法附則第15条第25項第3号ハに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>17 法附則第15条第25項第4号イに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>18 法附則第15条第25項第4号ロに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>19 法附則第15条第25項第4号ハに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。</p>	<p>[新設]</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第17条 [同左] [2~13 同左]</p> <p>14 法附則第15条第25項第2号イに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>15 法附則第15条第25項第2号ロに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>16 法附則第15条第25項第2号ハに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>17 法附則第15条第25項第3号イに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>18 法附則第15条第25項第3号ロに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>19 法附則第15条第25項第3号ハに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。</p>
---	---

[20 略]	[20 同左]
[削る]	
<u>21 法附則第15条第32項の条例で定める割合は、3分の2とする。</u>	<u>21 法附則第15条第32項の条例で定める割合は、3分の1とする。</u>
<u>22 法附則第15条第41項の条例で定める割合は、3分の1とする。</u>	<u>22 法附則第15条第33項の条例で定める割合は、3分の2とする。</u>
<u>23 法附則第15条第42項の条例で定める割合は、4分の3とする。</u>	<u>23 法附則第15条第42項の条例で定める割合は、3分の1とする。</u>
<u>24・25 [略]</u> (宅地等に対して課する <u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例)</u> 第26条 宅地等に係る <u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額については、法附則第18条及び第18条の3に定めるところによる。</u> (農地に対して課する <u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例)</u> 第27条 農地に係る <u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額については、法附則第19条に定めるところによる。</u> (宅地等に対して課する <u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)</u> 第30条 宅地等に係る <u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額については、法附則第25条及び第25条の3に定めるところによる。</u> (農地に対して課する <u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)</u> 第31条 農地に係る <u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額について</u>	<u>24 法附則第15条第43項の条例で定める割合は、4分の3とする。</u> <u>25・26 [同左]</u> (宅地等に対して課する <u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)</u> 第26条 宅地等に係る <u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額については、法附則第18条及び第18条の3に定めるところによる。</u> (農地に対して課する <u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)</u> 第27条 農地に係る <u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額については、法附則第19条に定めるところによる。</u> (宅地等に対して課する <u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)</u> 第30条 宅地等に係る <u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額については、法附則第25条及び第25条の3に定めるところによる。</u> (農地に対して課する <u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)</u> 第31条 農地に係る <u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額について</u>

<p>ては、法附則第26条に定めるところによる。 (上場株式等に係る配当所得に係る市民税の課税の特例)</p>	<p>ては、法附則第26条に定めるところによる。 (上場株式等に係る配当所得に係る市民税の課税の特例)</p>
<p>第36条 [略]</p>	<p>第36条 [同左]</p>
<p>[2 略] 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p>	<p>[2 同左] 3 [同左]</p>
<p>[(1)~(3) 略] <u>(4) 附則第13条の2及び附則第13条の5の規定の適用については、附則第13条の2第1項及び附則第13条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第36条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p>	<p>[(1)~(3) 同左] [新設]</p>
<p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)</p>	<p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)</p>
<p>第37条 [略]</p>	<p>第37条 [同左]</p>
<p>[2 略] 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p>	<p>[2 同左] 3 [同左]</p>
<p>[(1)~(3) 略] <u>(4) 附則第13条の2及び附則第13条の5の規定の適用については、附則第13条の2第1項及び附則第13条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第37条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p>	<p>[(1)~(3) 同左] [新設]</p>
<p>[4 略] (長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p>	<p>[4 同左] (長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p>
<p>第38条 [略]</p>	<p>第38条 [同左]</p>
<p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に</p>	<p>2 [同左]</p>

<p>定めるところによる。</p> <p>[(1)～(3) 略]</p> <p><u>(4) 附則第13条の2及び附則第13条の5の規定の適用については、附則第13条の2第1項及び附則第13条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第38条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>(短期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第41条 [略]</p> <p>[2 略]</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>[(1)～(3) 略]</p> <p><u>(4) 附則第13条の2及び附則第13条の5の規定の適用については、附則第13条の2第1項及び附則第13条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第41条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第42条 [略]</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>[(1)～(3) 略]</p> <p><u>(4) 附則第13条の2及び附則第13条の5の規定の適用については、附則第13条の2第1項及び附則第13条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第42条第1項の規定による市民税の所得</u></p>	<p>[(1)～(3) 同左]</p> <p>[新設]</p> <p>(短期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第41条 [同左]</p> <p>[2 同左]</p> <p>3 [同左]</p> <p>[(1)～(3) 同左]</p> <p>[新設]</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第42条 [同左]</p> <p>2 [同左]</p> <p>[(1)～(3) 同左]</p> <p>[新設]</p>
--	--

<p><u>割の額</u>とする。</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第44条 [略]</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>[(1)～(3) 略]</p> <p><u>(4) 附則第13条の2及び附則第13条の5の規定の適用については、附則第13条の2第1項及び附則第13条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第44条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第47条 [略]</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>[(1)～(3) 略]</p> <p><u>(4) 附則第13条の2及び附則第13条の5の規定の適用については、附則第13条の2第1項及び附則第13条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第47条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>[3・4 略]</p> <p>5 第3項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>[(1)～(3) 略]</p> <p><u>(4) 附則第13条の2及び附則第13条の5の規定の適用については、附則第13条の2</u></p>	<p>(先物取引に係る雑所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第44条 [同左]</p> <p>2 [同左]</p> <p>[(1)～(3) 同左]</p> <p>[新設]</p> <p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第47条 [同左]</p> <p>2 [同左]</p> <p>[(1)～(3) 同左]</p> <p>[新設]</p> <p>[3・4 同左]</p> <p>5 [同左]</p> <p>[(1)～(3) 同左]</p> <p>[新設]</p>
--	--

<p><u>第1項及び附則第13条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第47条第3項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第48条 [略]</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>[(1)～(3) 略]</p> <p><u>(4) 附則第13条の2及び附則第13条の5の規定の適用については、附則第13条の2</u> <u>第1項及び附則第13条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第48条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>[3・4 略]</p> <p>5 第3項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>[(1)～(3) 略]</p> <p><u>(4) 附則第13条の2及び附則第13条の5の規定の適用については、附則第13条の2</u> <u>第1項及び附則第13条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第48条第3項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p>	<p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第48条 [同左]</p> <p>2 [同左]</p> <p>[(1)～(3) 同左]</p> <p>[新設]</p> <p>[3・4 同左]</p> <p>5 [同左]</p> <p>[(1)～(3) 同左]</p> <p>[新設]</p>
<p>備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

2 この条例による改正後の大坂市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

3 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

（令和6年3月31日掲示済）